

I. 理念・目的

1. 点検・評価

②改善すべき事項

- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類などのなかで、理念や目的に相当する部分についても、「理念」、「目的」というタイトルをつけておらず、設立申請の書類の中に記載されている内容から判断しなければならないために、読み取りが多少難しい所がある。ホームページに掲載されている大学院研究科の設置趣旨に関する書類についても同様に、学部と同様に、「理念」、「目的」などと、分かりやすく表現されていない。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

大学の総合リハビリテーション学研究科のホームページに「理念」、「目的」などとして掲載した。（大学院ホームページにすべて公表されている）

3. 将来に向けた発展方策

- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

ホームページに掲載されている書類についても、学部と同様に、「理念」、「目的」などと分かりやすく表現した、独立した文書とする。研究科への入学を希望する者は事前に教員に相談を行うこととなっているが、そのときの説明資料に研究科の理念・目的を加える。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

大学の総合リハビリテーション学研究科のホームページに「理念」、「目的」などとして掲載した。（大学院ホームページにすべて公表されている）

Ⅲ. 教員・教員組織

2. 点検・評価

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

定年退職教員の補充について学部で検討している。2012（平成 24）年 3 月より定年となる教員（教授）が出てくる。その補充方法として、最初の教員の補充は教授を外部から募集したが、今後、定年となる教員に関しては、外部から教授を公募するのが良いか、内部からの昇任を行って、募集は助教から准教授までの者を公募するのが良いかについては、検討する必要がある。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012 年度に定年退職者があり、大学院担当教員資格基準に基づき、後任として内部からの昇任を行った。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

公開されている学生による授業改善アンケートを参考にする教員が少ないほか、アンケートの内容が授業の内容に適していない場合があり、適切な内容になるよう、検討が必要である。講義などの内容は各教員に任されており、オムニバスの講義などは、内容に重複が見られる場合がある。また、教員の研究内容と学生の興味ある内容が一致しない場合がある。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

これまでは、研究科の学生に対して授業改善アンケートは実施していなかったが、研究科の学生に対しても学部独自のアンケートを作成して意見を聴取し、今後の講義内容や講義の方法に反映することとした。
研究科における授業については、少人数であることから、その年度の学生が学習、研究する内容に沿った講義を行うよう、調整を行っている。オムニバスの講義についても、重複した内容になる可能性がある場合には、教員の間で話し合っ、調整を行っている。

3. 将来に向けた発展方策

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

昇任の規準は公募に準ずるが、具体的な昇格規準を設定し、2011（平成 23）年度より運用する。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学研究科の昇格規準を設定し、2012(平成 24)年度より運用している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

オムニバスの講義について、内容の重複や不足がないように、教員間での協議を行う。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

シラバス作成時にオムニバスの講義について、内容の重複や不足がないように、教員間での調整を行った。

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

2. 点検・評価

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページで公開されているのは文部科学省への申請文書であり、その中から、目的の文書を探さなければならないので、容易に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が理解できない。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記して、大学ホームページに掲載している。

3. 将来に向けた発展方法

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記する。「履修の手引」（資料 44）、学部広報誌（資料 32）、ホームページ（資料 102）などに掲載する。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記して、大学ホームページに掲載している。

(二) 教育課程・教育内容

2. 点検・評価

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

各常勤教員間で講義内容の調整、確認が必要である。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

シラバス作成時にオムニバスの講義について、内容の重複や不足がないように、教員間での調整を行った。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

各常勤教員間で講義内容の調整、確認は個人レベルであり、これを行う会議を開催する。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

シラバス作成時にオムニバスの講義について、内容の重複や不足がないように、教員間での調整を行った。

V 学生の受け入れ

2. 点検・評価

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

完成年次以降の定期的な検証の時期が決まっていない。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012 年度に大学院アドミッションポリシーを設定した。大学院教育部会で継続的に見直している。

3. 将来に向けた発展方法

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

現在年次進行中であり、完成年次以降は卒業生の状況を見て、毎年、検証を行いフレキシブルな対応をできるようにする。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012 年度に大学院アドミッションポリシーを設定した。大学院教育部会で継続的に見直している。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

〔基準1〕 理念・目的

<概評>

大学全体

貴大学は1912（明治45）年に開設された森裁縫女学校を前身に1966（昭和41）年、栄養学部を基盤にして創設された。「真理愛好・個性尊重」を建学の理念として、現在の7学部8研究科を擁するに至っている。開学の目的を学則第1条に「建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もって民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成する」と掲げている（『点検・評価報告書』3頁、資料79『各種規程等一覧（抜粋）』1頁）。本条項に続いて学部・学科ごとに、大学院は研究科ごとに目的を挙げている。一方、2007（平成19）年には、教職員への啓発の意図で、「神戸学院大学憲章（以下、大学憲章）」が設けられた。これには「生涯にわたる人間形成の基点」「生涯にわたる専門教育の提供」「地域社会への貢献」を基本として、建学の精神、大学の目指す姿、教育基本理念、運営基本理念、期待する教職員像が示されている（『点検・評価報告書』4頁）。ただし、大学憲章には学則に掲げられた理念、目的と一致しない部分があり、学則との整合性を欠いている問題がある。また、一部の学部では、たとえば、『履修の手引』等に異なる文言で教育理念、目標が示されており（『履修の手引』各学部巻頭）、同様に学則との符合性があいまいになっているので、学生や社会に誤解を生じさせないように、表現については細心の注意を払われたい。

建学の理念、学部、学科の目的は、大学憲章などとともに、多くの大学出版物、学生用の『Student Diary（学生手帳）』などをとおして、学生と教職員に提示され、また大学ホームページをとおして一般にも公表されている（『点検・評価報告書』11-12頁）。これら理念、目的の周知度は2009（平成21）年度以降に行われるようになった全学の学生アンケートで検証されていると理解できるが（『点検・評価報告書』19頁）、学部・研究科単位で周知度が検討されることはなく、本課題への教職員の認識は低いと思われる（『点検・評価報告書』16-18頁、20頁）。なお、学部単位で作成した理念・目的は各学部長を構成員として含む学部横断的な会議体で定期的に検証されているが、研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証が行われていないので（『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査）、今後、体制を整備するとともに、恒常的に検証を行うことが望まれる。また同時に、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学研究科では、年度末に論文が提出された際に、その内容が研究科の理念・目的にかなったものであるかどうかについて、2013年2月27日に研究科全教員が参加する会議において検証した。今後も、論文審査を行うときに、このような視点を含めて、論文審査を行う。

<努力課題>〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが（資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭）、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げ

られた3つの事項が(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』105頁)、大学院案内には記述されていない(神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁)。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが(『点検・評価報告書』7頁)、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』2頁)。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが(『点検・評価報告書』10頁)、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』95頁)、表現内容に齟齬がある。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012年度中に整合性を検証し、履修の手引などに反映した。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学研究科では、入学試験時の口頭試問で研究テーマを聴取することによって、研究テーマが研究科の理念・目的に合致しているかどうかを検証している。また、論文提出時には教員全員が出席する研究科会議において、論文の質を評価し、研究科の理念、目的にかなった内容であったかについて、検討を加えている(資料1)。

[基準2] 教育研究組織

＜概評＞

「真理愛好・個性尊重」の建学の精神に則り、高い教養、豊かな専門性、社会貢献、福祉増進を軸に、学部・学科の改廃と新学部・研究科の設置を行い、7学部・8研究科と7附置教育・研究関連機構を組織している。これらの教育研究組織それぞれの教育目的・設置目的が明確に示されており、全体として貴大学の理念・目的を実現するためにふさわしいものである（『点検・評価報告書』29-34頁）。これらの学部組織を横断的に結ぶために設けられた学際教育機構、共通教育機構、教育開発センターが学士課程教育で果たしている役割は評価できる。

教育研究組織の適切性の定期的な検証については、「総合企画会議」（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』307頁）が責任ある組織として全学的な視点から検証して問題点を抽出し、全学的に統合調整して将来に向けて解決するための中長期構想を策定している（『点検・評価報告書』33-35頁）。同会議は、これまでに学際教育機構、共通教育機構、教育開発センターの設置を提言し、設置されたこれらの組織が一定の成果をあげ（『点検・評価報告書』33-35頁）、また、キャンパスが分割されていることに起因する教学上の問題点について学部移転を念頭において指摘するなど、組織的検証は機能している。

しかしながら、大学院の研究教育組織の検証を実施する体制の整備には、遅れが見られる

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学研究科では、毎月開催される研究科会議が担当し、年度末の会議で検証する。

[基準3] 教員・教員組織

＜概評＞

総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の専任教員数は大学設置基準の9人を大きく上回る22人となっている（『大学基礎データ』表2）。しかし、同研究科の教員には博士の学位を持たない教員も存在し、また大学院研究指導を担うに足る業績がないと判断される場合もある。貴研究科は完成年度前で教員審査が文部科学省の大学設置分科会に委ねられているとのことであるが（『点検・評価報告書』38頁）、自律的に大学院教員の資格要件、科目適合基準を学部とは別に設け、明示することが望まれる（『点検・評価報告書』36頁）。特に学位論文研究指導では教員の業績との適合の確認が必要と思われる（資料51『大学院履修要項』184-207頁、資料72『総合リハビリテーション学研究科授業時間表』）。教員の資質向上を図る取り組みについては、学部と合同で行われているが、研究科教員を対象としたFDテーマも取り上げることが望まれる（『点検・評価報告書』62頁）。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

指導教員の業績と指導課題との適合に関してはさらに調整をすることとする。

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

全学

- (1) 各学部・研究科（栄養学部を除く）において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012年度に総合リハビリテーション学研究科教員資格を定めた。この資格にたる教員であるかについては、定期的に研究科委員会で検証する。

全研究科

- (1) 実務法学研究科を除く各研究科において、教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012年度に総合リハビリテーション学研究科教員資格を定めた。

大学院教員資格基準

大学院担当教員の要件は、次の各項のすべてを満たすものとする。

- (1) 博士の学位を有し（外国の博士号を含む）、現在当該分野において活発な研究活動を行っている者で、かつ、十分な研究能力を有すること。
学位のない場合でも、学会賞受賞者又は公刊された論文・研究著書等により研究業績が極めて顕著であり、十分な研究能力を有すると認められた者。
- (2) 当該研究分野（人文・社会・自然科学）の特性に相応しい学会誌又はこれに準ずる権

威あるものに投稿した査読付きの論文発表数が 20 編以上（医療リハビリテーション学専攻）あるいは、論文及びそれに準ずる研究著書が 20 編以上（社会リハビリテーション学専攻）で、特に最近 5 年間の研究活動が活発であること。ただし、分野によっては、若干の相違がある。

(3) 最近 5 年間に、教授においては 5 編以上、准教授においては 4 編以上、講師においては 3 編以上の研究業績を有すること。

(2) 人間文化学研究科および実務法学研究科を除く各研究科において、教員の資質向上を図るための研修等が学部と合同で行われており、研究科独自に教員・教員組織の維持・向上にむけた恒常的な取り組みが行われていないので、改善が望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2013 年度より総合リハビリテーション学研究科独自の FD 委員を定め、この委員を中心として研究科独自の FD 活動を行う。研究科独自の教員・教員組織をどのように設定していくかについては、本学において全学的な研究科独立の方針が決定した段階で検討する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の目標は、専門職業人、教育者、研究者の養成と研究科規則に示されているが（『点検・評価報告書』106頁、資料79『各種規程等一覧（抜粋）』105頁）、『大学院案内2010』（14-16頁）の「設置の趣旨」では教育者養成の位置づけが不明瞭で、また研究者養成の記述はない。そのため、貴研究科の教育課程の編成・実施方針もあいまいになり、『大学院案内2010』（14-16頁）でも「研究科の組織」という項目に体系図として簡単な履修例が示されているにすぎず、学生は正確な情報にアクセスすることができない（『点検・評価報告書』84頁）。ただし、目標別の履修モデルは参考資料として作成されているので（『実地視察時資料』）、これをホームページ等で公表されることが望まれる。貴研究科の卒業要件、研究科共通の修士・博士の学位授与に関する方針は明示されていて（資料51『大学院履修要項』177-207頁、資料79『各種規程等一覧（抜粋）』67-69頁）、その情報は大学出版物で周知されるとともに、大学ホームページでも公表されている。なお、貴研究科の学位授与方針は全学共通のものであるが（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』67頁）、それを貴研究科に適合させ質の向上につなげる改善を図るなど、研究科独自の検証機能が存在すると判断できる。しかし、今後は、研究科独自の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を策定することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

研究科独自の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を策定するための検討を行い、ディプロマポリシーは2012年度に作成された。
目標別の履修モデルは参考資料として作成されているので（『実地視察時資料』）、これを2013年度中にホームページ等で公表する。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが（『大学院履修要項』『学位規則』）、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012年度中に整合性を検証し、ディプロマポリシーを決定した。全学のディプロマポリシーの公開に合わせて公表する。

- (2) 各研究科において（実務法学研究科を除く）、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して適切な媒体をとおして周知・公表することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記する。「履修の手引」、学部広報誌、ホームページなどに掲載する。全学統一した公表の方式に合わせて公表する。

総合リハビリテーション学研究科

- (1) 総合リハビリテーション学研究科の教育目標を『大学院案内』(14-16頁)、その他の関連資料でも履修モデルとともに明示することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学研究科設立のために設置審に届け出たものがあるが、本学の大学院案内において、これを掲載するスペースが確保され次第、掲載する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科では、研究のためのリサーチワークだけでなく、コースワークも意識されているが（『点検・評価報告書』106頁、資料51『大学院履修要項』184-207頁）、それを『大学院案内』や『大学院履修要項』に明文化することが望まれる。貴研究科は医療リハビリテーション学専攻と社会リハビリテーション学専攻の2専攻とも、特講、特論演習、実習、特別研究という順で段階的な過程が用意されている（『点検・評価報告書』132頁）。『大学院案内』には指導教員の専門分野を体系化した目標と履修科目の例が示されているが（神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁）、先に指摘したように詳細な履修モデルの提示が望まれる。なお、文部科学省大学設置・学校法人審議会で指摘されているように、「リハビリテーション科学総合実習」は大学院科目として妥当なものとなるように検討され、学生にとって魅力ある科目とすることが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

詳細な履修モデルの提示を行うことができるよう検討し、2014年度の大学院案内や大学院履修要綱に掲載する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

総合リハビリテーション学研究科

貴研究科には社会人入学が多く、それに対応して長期履修制度、平日5・6時限実施、共通科目の土曜開講といった配慮がされている（『点検・評価報告書』124頁）。学生には指導担当の専任教授・准教授が決められ、その者による履修指導、論文作成指導がなされている。前もって論文題目届を提出することが義務づけられていて、論文自体の形式も全学共通で規定、明示されている（資料51『大学院履修要項』182-183頁）。また、学習指導の一環で研究論文発表会などの工夫もされている（『点検・評価報告書』142頁）。研究科のシラバスは統一形式で用意され、学生に配布されている（資料51『大学院履修要項』184-207頁）。なお、貴研究科内の教員同士の研究紹介の場を定期的に設けていることは評価できるが（質問への回答、実地調査）、授業改善アンケートや独自のFD研修会はなく、教育の質改善への恒常的な取り組みは窺われない。貴研究科の授業や研究指導の改善に主眼を置いた研究科の恒常的な取り組み、FDの確立が望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2013年度からは総合リハビリテーション学研究科独自のFD委員を決定した。2013年度からは、この委員が中心となって、FD活動を行っていく。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

総合リハビリテーション学研究科

- (1) 総合リハビリテーション学研究科の授業や研究指導の改善に主眼を置いた研究科の恒常的な取り組みが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2013年度からは、このような視点での評価を行う。

〔基準4〕 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の修士論文の形式や「審査委員会」に関する規程は示されているが(『大学院履修要項』182-183頁、『各種規程等一覧(抜粋)』106頁)、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)は明示されていないので、改善が望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

学部全体に共通した学位論文審査基準を明文化することを検討したが、医療リハビリテーション分野と社会リハビリテーション分野があり、異なる分野に対する共通した基準を作成することは困難であった。そこで、2013年度にそれぞれの学位論文審査基準を定め、2014年度の履修要綱などに掲載する。博士課程については、査読のある外部の学術誌に掲載される(予定を含む)ことを条件としており、すでに2013年度の履修要綱に掲載されている。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科(実務法学研究科)を除く

- (1) 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)が明示されていないので、『大学院履修要項』などに掲載し、学生に明示することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

学部全体に共通した学位論文審査基準を明文化することを検討したが、医療リハビリテーション分野と社会リハビリテーション分野があり、異なる分野に対する共通した基準を作成することは困難であった。そこで、2013年度にそれぞれの学位論文審査基準を定め、2014年度の履修要綱などに掲載する。博士課程については、査読のある外部の学術誌に掲載される(予定を含む)こと条件としており、すでに2013年度の履修要綱に掲載されている。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞ [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (2) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

2012 年度中に修士課程においては、医療リハビリテーション系と社会リハビリテーション系それぞれに、また、博士課程に対応したアドミッションポリシーを明文化し、公開した。
--

[基準6] 学生支援

<概評>

修学支援、生活支援および進路支援に関する方針はおおむね整えられていて、ホームページや各種印刷物によって学生に明示されている。しかし、大学の理念・目的を踏まえた上での方針としては明確には示されていない(『点検・評価報告書』206-213頁)。

入学者の傾向等の特性を踏まえながら、担当教員個別制、経済的支援、健康・生活相談、ハラスメント対応、キャリアセンターなどをもって対応している(『点検・評価報告書』206頁)。特に、学部、学科、年次ごとに担当指導教員を設けるとともに成績不振者基準を定めて個別指導を行っている(資料230)点や障がい学生に対しては「自立」を支援することを基本理念として「身体不自由者対応マニュアル」を整備していることは高く評価できる(資料217、218)。また、大学独自の奨学金制度も整備されている(資料233)。一方、留年者数・率ともに2007(平成19)年以降漸増しており、退学者についても2008(平成20)年以降増加傾向にあるので、今後、さらなる支援が求められる(『分科会報告書(案)に対する回答・見解』根拠資料15、16)。学生相談室は、2キャンパスのいずれにも設けてあり、カウンセリング室には専門のカウンセラーが常勤し、学生だけでなく保護者からの電話相談にも対応している(『点検・評価報告書』207-208頁)。新入生に対する在学生によるピアサポート「新入生何でも案内」(資料240)も効果をあげているが、年間をとおしての実施が急がれる(『点検・評価報告書』210頁)。各種ハラスメントの防止に関しては大学の基本的な姿勢が明示され(資料236)、体制の整備、手続きの明確化、学生への案内が行われている(『点検・評価報告書』208-209頁)。しかし、ハラスメント相談室の人員が常勤1名、非常勤1名の計2名と少ないことについては、一層の充実が期待される(『点検・評価報告書』211頁)。

進路支援に関しては、専任の進路指導員、カウンセラーを中心とした就職ガイダンスやマナー・面接などのためのセミナーを開催し、適切な対応が取られている(『点検・評価報告書』206頁、大学ホームページ)。専任職員が配置されているキャリアセンターと各学部から選出された就職委員とで「就職委員会」を構成し、連携して進められている(『点検・評価報告書』209-210頁)。しかし、就職者数に「一時的職業に就いた者」を含める解釈(『分科会報告書(案)に対する回答・見解』根拠資料23)の可否を含め、進路指導に関するデータの点検整備が求められる。また、一部の学部では、キャリア教育講座が設けられているものの、今後はキャリア教育科目とキャリアセンターとの一層の連携や全学的な取り組みが急がれる(『点検・評価報告書』213頁)。

総合リハビリテーション学研究科小委員会

総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科の卒業生については、医療関係を中心に就職するため、文系の学部とは異なったキャリア教育が行われる必要があり、そのためのシステム構築を進めてきた。特に医療リハビリテーション学科では、3期生から医療リハビリテーション学科で統一したキャリア教育としてとして対応してきた。現状の就職関係の流れを次に示す。

3年次	8月	マナー講習	PT・OT 合同	株式会社 マイナビに依頼
	2月	就職準備セミナー	PT・OT 合同	

	3月	4年次の就職活動について	現状の方向性確認	すでに方向性が確定している学生への対応
4年次	5月	臨床実習中の就職活動について	現状の方向性確認	公務員試験等への対応
		臨床実習指導者会議	前年度結果報告	
	8月	臨床実習中の就職活動について	現状の方向性確認	
	10月	就職活動について(見学・試験・内定)	現状の方向性確認	臨床実習結果による就活対象者の確認
				(前年度内定取り消し者も含む)
	1月	国試と就活	未内定者-国家試験優先確認	
	2月	国試後の就活	自家採点結果への対応、未内定者就活再開	
	3月	国試発表後最終確認	配属確認・内定取り消し等	
		就職状況のまとめ		

修士論文の提出及び審査について

(2009年4月1日)
制 定

改正 2012年12月5日

(論文題目の届け出)

- 1 修士論文を提出しようとする者は、次の要領に従い、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。
 - (1) 届出期限は、2年次の10月20日とする。
 - (2) 届出場所は教務事務グループ大学院係とする。
- 2 神戸学院大学学位規則細則第2条第1項第1号のただし書により論文を提出しようとする場合の届出期限は、当該年度の4月15日とする。
- 3 修士論文の題目は、1度に限り変更することができる。変更しようとする者は、次の要領に従い、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。
 - (1) 届出期限は、第1項により論文題目を届け出た者は11月30日、前項により論文題目を届け出た者は5月31日とする。
 - (2) 届出場所 教務事務グループ大学院係
- 4 前3項に規定する論文題目及び題目変更の届出期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という。）の場合は、その翌日に変更する。

(修士論文の提出)

- 5 学位論文は、次の要領に従い、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 提出期限は、2年次の1月20日とする。神戸学院大学学位規則細則第2条第1項第1号のただし書により、論文題目を届け出た場合の提出期限は7月15日とする。なお、提出された修士論文は返還しない。又、提出後の内容の加筆訂正は認めない。
 - (2) 提出場所は、教務事務グループ大学院係とする。
 - (3) 論文様式及び提出部数
修士論文は、論文要旨とともに所定の様式を作成し、3部を提出しなければならない。
 - (4) 前2項に規定する学位論文の提出期限が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その翌日に変更する。

(論文審査及び最終試験)

- 6 2月初旬に大学院総合リハビリテーション学研究科全教員の前で論文発表を行い質疑応答を行う。修士論文の審査は、研究科会議で選定された指導

教員を含まない教授3名の審査委員により行う。審査委員は、修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答または口頭により2月1日から2月20日までの間に最終試験を行う。神戸学院大学学位規則細則第2条第1項第1号のただし書により、7月15日までに論文を提出した者については、9月1日から9月14日までの期間内に最終試験を行う。審査委員は発表会の結果も勘案して合議の結果、成績を大学院総合リハビリテーション学研究科委員会に提出する。

(修士学位授与の決定)

- 7 修士論文判定は、大学院総合リハビリテーション学研究科委員会で構成員の3分の2以上の出席による無記名投票で、出席者の3分の2以上の承認を得た場合に修士の学位がふさわしいとして、神戸学院大学大学院委員会に推薦し、神戸学院大学大学院委員会で決定する。

(修士論文の公開)

- 8 修士論文の発表会等を通じて研究成果を公開し、その水準の維持向上を図る。学位授与をされた修士論文は、図書館に備えて閲覧に供する。

様式(A4判)

年 月 日								
修 士 論 文 題 目 届								
神戸学院大学大学院 総合リハビリテーション学 研究科長 殿								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">医療 社会 領域</td> <td style="border: none;">リハビリテーション学専攻</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">分野</td> <td style="border: none;">_____</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">学籍番号</td> <td style="border: none;">_____</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏 名</td> <td style="border: none;">_____ ㊟</td> </tr> </table>	医療 社会 領域	リハビリテーション学専攻	分野	_____	学籍番号	_____	氏 名	_____ ㊟
医療 社会 領域	リハビリテーション学専攻							
分野	_____							
学籍番号	_____							
氏 名	_____ ㊟							
下記のとおり修士論文題目を提出します								
記								
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div>								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導教員氏名</td> <td style="border: none; text-align: right;">㊟</td> </tr> </table>	指導教員氏名	㊟						
指導教員氏名	㊟							